

品名	塗料等	V-3		
概要				
◇ 塗料は硬化するが、硬化・未硬化で産廃品目や処理方法が異なる。				
適用法令等				
◇ 廃棄物処理法 ◇ PCB 廃棄物特別措置法				
処理方法				
1. 施工・保管中の対応				
◇ 引火性のある物は保管量（「Ⅱ-4 廃油」参照）により少量危険物の対象となり規制を受けることもある。				
◇ スプレー空き缶は穴をあけエア抜きする。（保管前に実施。保護具着用が望ましい）				
◇ 塗料残材が液状を呈する時は、市販の残塗料処理材等を用いて現場で固化する事も可能。				
2. 運搬・処分に伴う注意				
◇ 廃油で処理する時は、「廃油」の許可を取得した収集運搬業者及び処分業者に処理を委託する。				
◇ シンナー等は特別管理産業廃棄物（廃油）の収集運搬業者及び処分業者に処理を委託する。				
3. 処分方法				
◇ 容器に残った塗料が皮膜程度の時は、容器の品目で処分する。（容器のリサイクルが可能）				
◇ 塗料の種類、状態による品目と処分方法				
	油性塗料		水性塗料	
状態	未硬化液状	硬化状態	未硬化液状	硬化状態
産廃品目	廃油	廃プラ	※汚泥又は廃油	廃プラ
処理方法	廃油で処理 固化させて 廃プラ処理	廃プラ処理	廃油で処理 固化させて 廃プラ処理	廃プラ処理
※環境省見解：水性塗料の未硬化液状は汚泥。但し、油成分5%以上含有は廃油扱い。				
◇ PCB含有塗料				
・PCB含有塗料は、1960年代から1970年初めに製造され、重防食塗装用途の塩化ゴム系の一部の塗料で可塑剤としてPCBが使用された。該当年代の工作物の撤去、改修の際には、塗膜にPCBが含まれていないか、専門分析機関に依頼する。				
・塗膜のPCB含有濃度が0.5mg/kg以下となる場合は、PCB廃棄物に該当しない。				
※PCB含有塗膜くずの判定方法：「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第3版）」				
http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/lc_method_v3rev.pdf （環境省HP）				
・事前調査でPCBの含有が判明した場合は、立入り禁止措置、飛散防止措置を行い、塗膜の撤去・回収を行う。これら作業の際は、『PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱』に従う。				
なお、アルコール系溶剤を使用した塗膜剥離剤「インバイロワン」により粉じんを発生させずに塗膜を除去・回収することが可能である。				
・撤去したPCB含有塗膜くずは、ドラム缶等の密封可能な保管容器に収納し、事業者引き渡す。				
4. 行政の対応窓口				
◇ 都道府県（政令市等を含む）廃棄物担当部署				
5. 処理業者・問合せ先				
◇ 日本塗料工業会 http://www.toryo.or.jp/				
備考	・プラスチック製容器については、「Ⅳ-10 プラスチック製容器」を参照のこと。			